大阪府立中央図書館　電動集密書架改修工事

随意契約及び比較見積省略理由書

中央図書館の日本ファイリング社製電動式集密書架は、当館新設竣工時に同社が設置し保守メンテナンスを行ってきたが、導入から30年以上が経過し、電気制御部品の経年劣化による不具合が頻繁に発生している。電気制御部品は電動式書架の心臓部であるが、古い形式であり、同じ形式の製品の製造及び補修部品の供給は既に打ち切られているため、調達が極めて困難となっている。

電動式書架自体を買い換える場合は、書架本体の経費はもちろん、図書の搬出、仮置保管、書架撤去、図書の再配架等が必要となり費用面で高額となる上、作業中は図書の貸出等ができず府民サービスの低下につながる。そこで、費用を抑え、利用サービスへの影響を最小限にする方法として、スチール製書架は再利用し、電気制御部品のみを交換する方法を選択するものである。

本工事により取り付ける電気制御部品は、規格・構造・機能等において、スチール製書架との完全な互換性が求められる。他社製品はスチール製書架との互換性がなく、本工事を施工できるのは、スチール製書架の製造・設置事業者である日本ファイリング株式会社以外にない。

今般、同社から見積書を徴したところ、予定価格の範囲内であり価額が適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とすることとし、府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略するものである。

[大阪府財務規則の運用抜粋]

第62条関係

2　契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格の範囲内で価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。

(1) 特定の者でなければ履行できないもの